

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	五島市・新上五島町（代表）

五島広域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 五島市役所 産業振興部農林課
所在地 長崎県五島市福江町 1 番 1 号
電話番号 0959-72-6111
F A X 番号 0959-74-1994

担当部署名 新上五島町役場 農林課
所在地 長崎県南松浦郡新上五島町青方郷 1585 番地 1
電話番号 0959-53-1166
F A X 番号 0959-53-1177

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

【全体】

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、カモ、キジ、クリハラリス等
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	五島市、新上五島町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

【全体】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	稲	2.49	247.9
	豆類	0.75	22.0
	いも類（甘藷等）	0.14	32.3
	飼料作物	1.55	110.3
	野菜	-	0.8
	イノシシ計	4.93	413.3
シカ	稲	0.79	78.9
	飼料作物	1.51	106.3
	野菜	0.05	18.7
	シカ計	2.35	203.9
カラス	麦類	0.87	25.6
	いも類	-	0.2
	カラス計	0.87	25.8
ヒヨドリ	いも類	-	0.1
合計	稲	3.28	326.8
	麦類	0.87	25.6
	いも類（甘藷等）	0.14	32.6
	豆類	0.75	22.0
	飼料作物	3.06	216.6
	野菜	0.05	19.5
	果樹	0.00	0.0
	合計	8.15	643.1

【五島市】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	稲	2.49	247.9
	豆類	0.75	22.0
	飼料作物	1.55	110.3
	野菜	-	0.8
	イノシシ計	4.79	381.0
シカ	稲	0.79	78.9
	飼料作物	1.51	106.3
	野菜	0.02	5.2
	シカ計	2.32	190.4
カラス	麦類	0.87	25.6
	いも類	-	0.2
	カラス計	0.87	25.8
ヒヨドリ	いも類	-	0.1
合計	稲	3.28	326.8
	麦類	0.87	25.6
	いも類 (甘藷等)	-	0.3
	豆類	0.75	22.0
	飼料作物	3.06	216.6
	野菜	0.02	6.0
	合計	7.98	597.3

【新上五島町】

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	いも類 (甘藷等)	0.14	32.3
	イノシシ計	0.14	32.3
シカ	野菜	0.03	13.5
	シカ計	0.03	13.5
合 計		0.17	45.8

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況、被害の発生時期、
イノシシ	<p>かつて新上五島町中通島では、一部地域のみイノシシの生息が確認されていたが、深刻な農作物被害が報告されてはいなかった。</p> <p>しかし、平成10年頃より、イノシシによる農作物、生活圏への被害が多数見られるようになり、現在では、生息域が拡大しており、新上五島町全域に相当数のイノシシが生息しているものと思われる。</p> <p>農作物被害は、いも類、野菜を中心とし、中でも新上五島町の特産物である甘藷が、収穫期である10月から12月にかけて主に被害に遭っている状況である。また、育成期においても、踏み荒らしや掘り起こし、食害など全期に渡り被害が発生している状況であり、圃場の畔や石垣の崩落などの被害も多く発生していて、通年においてイノシシの被害に遭っている状況である。</p> <p>農作物の被害額については、平成19年度で6,322千円となるなど深刻な問題であり、令和3年度では323千円と被害額が減ってきているが、作付意欲の減退など目に見えない被害は依然深刻である。また、近年はイノシシによる農作物への被害に限らず、新上五島町全域に年間を通して生活圏への出没が確認されており、家庭菜園への被害、畦道や公道の路肩崩落被害、人家周辺への出没による通学児童・生徒への影響、民家周辺の掘り起こし（石垣等の崩落）など、生活環境圏へ及ぼす被害も多数発生している状況にある。</p> <p>五島市では、平成18年度に初めて奈留町で目撃された後、新上五島町同様、山野での掘り起こしや石垣の崩落、家庭菜園等への生活環境被害が多発している。平成20年頃からは福江島、久賀島でも生息が確認され現在に至るまで生活環境被害が多発しているが、平成27年度には福江島の北東部で初めて水稻の食害(835千円)が発生し、令和2年度には水稻、いも類、野菜、飼料作物等の食害、掘り返しや倒伏など被害額が6,267千円と過去最大となった後、減少に転じ始めたが、その他にもツバキの掘り返し等の被害も発生する等、生息域は福江島の全域に拡大しており今後も農業被害等が懸念される。</p>
シカ	<p>新上五島町でのシカについては、平成2年頃までは、若松島と串島周辺でしか見ることがなく生息域は限られていた。しかし、平成13年頃の調査結果では推定生息数5,800頭程であったが、長崎県が平成23年度に実施した糞粒法による生息調査結果では、推定される生息数は7,000頭程度、現在では、新上五島町全域で高密度に生息しているものと思われる。</p> <p>農業被害では、いも類、野菜を中心に、食害や踏み荒らしによる被害額が、平成17年度に1,800千円程であったが、令和3年度では135千円程度まで大きく減少させることに成功していることから、防護対策、捕獲対策の効果があったものと思われ、今後更なる充実をさせていくべきであると思われる。</p> <p>以上のことから、農業被害は減少してきているものの、スギ・ヒノキ等の造林木への皮剥ぎによる林業被害や生態系への被害が深刻化している。森林の下</p>

	<p>層は下草も生えていない状況であることから、森林の土砂流出による水産業の漁場への影響も懸念されている。</p> <p>また、イノシシ同様に生活圏への出没も多数見られ、生活被害も発生している状況である。</p> <p>五島市では 1990 年ごろから福江島の玉之浦町、三井楽町でスギ・ヒノキの造林木等農林被害が目立つようになり、現在では福江島、奈留島、久賀島の全域で生息が確認されている。近年、水稻や麦類、飼料作物等が食害を受けており、令和 2 年度には、被害額が 4,629 千円と過去最大となった後、減少に転じ始めたが、福江島の南西端の地区等においてシカ接触線が見られ一部の土地が裸地化するなど、生態系への影響が懸念される。</p>
クリハラリス	五島市の東側に位置する鬼岳の周辺から西・北側に向かって生息域が拡がりスギ・ヒノキやツバキ等のかわはぎ等の食害が発生している。
カラス	五島列島一円に生息しており、農業・水産業被害が深刻である。
ヒヨドリ	五島列島一円に生息しており、イモ類が食害にあっている。

(3) 被害の軽減目標

【全体】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和 3 年度)		目標値 (令和 7 年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	4.93	413.3	3.44	289.3
シカ	2.35	203.9	1.64	142.7
カラス	0.87	25.8	0.60	18.0
ヒヨドリ	0.00	0.1	0.00	0.0
カモ	0.00	0.00	0.00	0.0
キジ	0.00	0.00	0.00	0.0
クリハラリス	0.00	0.00	0.00	0.0

【五島市】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和 3 年度)		目標値 (令和 7 年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)

イノシシ	4.79	381.0	3.35	266.7
シカ	2.32	190.4	1.62	133.3
カラス	0.87	25.8	0.60	18.0
ヒヨドリ	0.00	0.1	0.00	0.0
カモ	0.00	0.00	0.00	0.0
キジ	0.00	0.00	0.00	0.0
クリハラリス	0.00	0.00	0.00	0.0

【新上五島町】

指標 (対象鳥獣)	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和7年度)	
	被害面積 (ha)	被害額 (万円)	被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	0.14	32.3	0.09	22.6
シカ	0.03	13.5	0.02	9.4
カラス 等	0.00	0.0	0.00	0.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する取組	<p>【五島市】</p> <p>○捕獲実績 (令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 887頭 ・シカ 1,618頭 <p>○狩猟免許取得者への経費助成</p> <p>捕獲従事者の確保のため、平成24年度より新規狩猟免許取得かかる者の登録経費補助及び、新規狩猟免許取得者へ免許取得に係る費用の補助を行っている。</p> <p>○捕獲報奨金の交付</p> <p>イノシシ、シカ、クリハラリスの捕獲については、国の補助制度を活用し捕獲者に対し助成を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ・シカ 1頭あたり10,000円 (野生鳥獣肉加工処理施設搬入した場合は2,000円を上乗せ。幼獣はいずれも4,000円) ・クリハラリス 免許有 1匹 1,800円 免許無 1匹 800円 <p>【報奨金実績】</p> <p>R1 ; 14,979千円</p>	<p>【五島市】</p> <p>○狩猟免許取得者は、毎年一定の数はいるものの、高齢化などによる捕獲の担い手の減少、狩猟免許所持者の減少など捕獲従事者の確保が必要である。</p> <p>○これまで生息がなかった地域での捕獲従事者の確保をはじめとする実施体制の整備が課題である。</p> <p>○有害鳥獣の生息域拡大により、今まで被害が皆無だった地域や有害鳥獣の生態や対処方法等、市民へ向けた普及啓発も必要である。</p> <p>○現在までに講じてきた左記被害防止対策についても、事業継続及び改良改善も検討しなければならない。</p>

<p>(シカ 1,107 頭、イノシシ 257 頭、クリハラリス 407 匹) R2 ; 21,249 千円</p> <p>(シカ 1,409 頭、イノシシ 488 頭、クリハラリス 1,615 匹) R3 ; 21,649 千円</p> <p>(シカ 1,402 頭、イノシシ 490 頭、クリハラリス 1,612 匹)</p> <p>○捕獲隊の設置</p> <p>「自分の農地は自分で守る」という意識を農家に浸透させ、被害防止意識の向上を図ることを目的に捕獲隊の設置を行っている。</p> <p>市内 16 隊 (R4 年度)</p> <p>○鳥獣被害対策実施隊の設置</p> <p>平成 23 年度からは、五島市鳥獣被害対策実施隊を設置。平成 28 年度からは、民間実施隊員を 2 名任命し、平成 30 年度に 2 名を増員した。(令和 2 年度から鳥獣被害対策実施隊員 (会計年度任用職員))</p> <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲 ・被害の調査、被害対策の指導、防護柵設置の指導。 ・捕獲者や捕獲隊に、捕獲の方法・止めさしの方法などの指導。 <p>○捕獲業務の委託等</p> <p>イノシシ、シカは、猟友会を中心とした捕獲を民間主導で実施し、一部は実施隊員及び専門業者により捕獲を行なっている。カラスについては、専門業者に委託し捕獲を行っている。</p> <p>○箱わな・止めさし用具等無償貸与事業</p> <p>有害捕獲許可を受け捕獲活動(イノシシ・シカ)を行う者に箱わなや止めさし用具等の無償貸与を行っている。</p> <p>○特定外来生物(クリハラリス)の捕獲</p> <p>クリハラリスについては、業者への業務委託、や安全講習会を受講した市民及び狩猟免許を取得している市民に箱わなを貸し出して捕獲を行っている。</p> <p>【新上五島町】</p> <p>町所有箱罟を上五島猟友会会員に貸し出し、</p>	<p>【新上五島町】</p> <p>猟友会会員の金銭面等の負担が生</p>
--	---------------------------------------

<p>罾による捕獲体制の充実を行っている。</p> <p>また、毎年度狩猟免許取得者の登録経費補助及び、新規狩猟免許取得者への免許取得に係る経費補助を町単独事業で行い、狩猟免許取得者の負担軽減と育成を行っている。</p> <p>(R3)</p> <p>登録経費補助 ・ ・ 90 千円 (9 名)</p> <p>狩猟免許取得補助 ・ ・ 216 千円 (6 名)</p> <p>○捕獲報奨金</p> <p>イノシシとシカの捕獲については、国、県の補助制度を活用し、捕獲報奨金として捕獲した者に支給することで、捕獲経費への助成援助を実施している。</p> <p>有害捕獲実績 (R4 年 3 月末)</p> <p>イノシシ 1,597 頭</p> <p>シカ 3,022 頭</p> <p>○機材の導入</p> <p>令和 3 年度</p> <p>・ 箱罾 17 基</p> <p>既存の箱罾 416 基から 17 基の箱罾を増設した。(現在 433 基)</p> <p>○狩猟事故防止対策研修会</p> <p>毎年度、猟友会主催の下、狩猟事故や捕獲に関する研修会を実施している。(令和 4 年度 11 月開催、参加者 37 名)</p> <p>○有害鳥獣有効利用施設整備</p> <p>平成 19 年度に建設した有害鳥獣有効利用施設を活用し、捕獲したイノシシ肉の有効活用を図っている。</p> <p>○鳥獣被害対策実施隊の設置</p> <p>平成 23 年度より、猟友会会長の推薦を受けた者 2 名を町が雇用し、通年において、有害鳥獣の捕獲、住民への防護柵の設置指導、公道のパトロールや被害にあった農家や民家などへのアドバイス等を行っている。</p> <p>○捕獲隊の設置</p> <p>「自分の農地は自分で守る」という意識を農家に浸透させ、被害防止意識の向上を図ることを目的に捕獲隊の設置を行っている。</p>	<p>じることから、登録経費等の助成を今後も継続していく。また、捕獲従事者の高齢化及び若い世代が育ってきていないことから、担い手不足は深刻となりつつあり、捕獲従事者の更なる育成と確保が急務となってきている。</p> <p>捕獲した鳥獣の処分方法は、埋設処分が主であり、捕獲従事者の負担軽減を図る目的で、平成 23 年度より焼却施設での対応を行っている。併せて捕獲物を地域資源として有効活用することが可能な環境整備(販路拡大)に取り組むことも必要である。</p> <p>また、有害鳥獣の生息域拡大により、今まで被害が皆無だった地域や有害鳥獣の生態や対処方法等、町民へ向けた普及啓発も必要である。</p> <p>なお、現在までに講じてきた左記被害防止対策についても、事業継続及び改良改善も検討しなければならない。</p>
--	--

	米山・竹谷地区 (H27) 赤尾地区 (H28) 佐尾地区 (H29) 三日ノ浦・桂山地区 (H30)	
防護柵の設置等に関する取組	<p>【五島市】</p> <p>○鳥獣の農地への侵入を防ぐため、国の事業等を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵の設置に必要な資材費を助成している。</p> <p>○国・県事業以外にも、市単独でワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵の設置に必要な資材費を助成している。</p> <p>○応急的に農地を囲う防護柵として巻き網漁船が使用して不要になった漁網を配布している。</p> <p>○農地以外の家庭菜園（非農地）の被害に対しては、市単独でワイヤーメッシュ柵や電気柵などの侵入防止柵の設置に必要な資材費を助成している。</p> <p>○高密度地域からの拡散を防止するため、平成24年度から令和元年度にかけて、広範囲（約70km）にわたりワイヤーメッシュ柵（拡散防止柵）を設置している。</p> <p>【新上五島町】</p> <p>新上五島町では、農家への防護対策の一環として、平成19年度より電気柵やワイヤーメッシュ柵への補助を行っている。併せて、町職員や有害鳥獣対策実施隊による設置・管理方法の普及啓発活動も行っている。（令和3年度WM柵設置状況、L=4,952m）</p> <p>また、狩猟免許取得者を通年で雇い、農家や公道（林道・農道）でのパトロールや被害に遭った農家、町民への防護柵設置に対するアドバイス等を行っている。</p>	<p>○農地への侵入防止柵については、各農家などによる個別対策であるため、根本的な解決には至っておらず、広域的な対応が必要である。</p> <p>○防護柵が適切に設置・管理が不十分であることなどから、適切な設置及び管理方法の啓発が必要である。</p> <p>○地域住民の人口減少や高齢化により、防護柵の設置や維持管理が困難な地域に対する対応が課題である。</p> <p>○農家の高齢化や担い手不足に起因する耕作放棄地の増加も有害鳥獣の活動域増加になりかねないので、耕作放棄地解消に向けた取組も必要である。</p> <p>新上五島町では、現在の防護柵の設置状況が点的な防護になっており、集団的な防護態勢になっていない。効果的、経済的な防護態勢として、集団（集落）での取組へ誘導していく普及活動が必要である。</p> <p>また、農家の高齢化や担い手不足に起因する耕作放棄地の増加も有害鳥獣の活動域増加になりかねないので、耕作放棄地解消に向けた取組も必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

野生鳥獣による被害を防止するため、被害防止効果の高い集落単位でのワイヤーメッシュ等を活用した防護対策、藪の刈払いによる棲み分け対策及び「箱わな」、「くくりわな」等を活用した捕獲対策の3対策を引き続き総合的に推進する。

今後は、各市町において、鳥獣被害対策実施隊等と連携した地域協議会等による取組に加え、より効果的な対策を図るため、市町域を越えた地域の連携（広域的な取組）が必要であることから、五島地域1市1町で構成する協議会において情報の共有化などを行い、国事業を活用した捕獲機器の整備等（ソフト事業）に取り組み、実効性の高い被害防止対策を進める。

また、地域住民及び関係者にイノシシ等野生鳥獣に関する知識・被害防止技術が十分浸透していないことから、国、県の補助事業を活用して研修会等を開催するなど専門家等と連携し、鳥獣害に強い集落の構築を支援していく。

捕獲対策の一環として、狩猟免許取得者の増加を図るため、猟友会による事前講習会の島内開催を検討していく。

クリハラリス(五島市)に関しては、「防除実施計画」により地域からの根絶を目指すとともに、アライグマ(新上五島町)に関しては、早期発見、早期対応できる体制を整備することで地域への侵入を防ぐことを目指す。

【五島市】

農作物被害及び生活環境被害防止のためには地域の意識改革を進め、地域ぐるみでの自主防除及び有害鳥獣捕獲が必要であり、その活動に支援を行う。

○農家等による防護柵の設置を支援し、シカ、イノシシの侵入を防止する。

○野生鳥獣との棲み分け対策として、放置された農作物・果樹等の除去の啓発を行う。

○新規の狩猟免許取得者の確保、農家自らの自衛捕獲意識の醸成。

○捕獲体制強化によるイノシシ・シカの徹底排除により低密度状態の保持。

○国の捕獲活動経費に加え、引き続き、本市独自に捕獲者に捕獲報奨金を支給し、捕獲強化に取り組む。

○捕獲わな遠隔操作の活用

有害鳥獣の生息実態の把握や効果的な捕獲等、より効率的で効果的な有害鳥獣対策を推進するため、センサー付きのわなや遠隔モニタリングなど最先端情報技術の活用。

○新技術（特に ICT 技術）の活用

ICT（情報通信技術）等を活用した捕獲手法については、試験的な導入を含めて新技術を積極的に活用し、捕獲を推進する。

○ジビエ等の推進

食肉処理業者と連携のもと、食肉等への利活用拡大に向けて推進していく。

【新上五島町】

野生鳥獣による農作物被害は、加害個体の捕獲のみによる被害軽減は困難なことから、今後も危機感を持ち、先手を打った対策を講じていく体制作りを推進していく必要がある。このことから、以下の点を重点課題とし取組を行うものとする。

捕獲対策については、現在の捕獲体制の尚一層の充実及び強化を目的に、わな猟による捕獲は、箱わなの増設、「くくりわな」の推進活動、併せて「わな」の安全で効果的な設置に対する普及活動による体制作りを努めていく。また、次世代の担い手を育てるため、狩猟免許取得への補助事業の継続支援、有害鳥獣捕獲に対する町民への普及啓発活動を推進していくことに努める。

防護対策については、国や県、町の補助事業を活用し、集落単位での防護柵設置を推進して行く。また、既存の設備を最大限活用出来るように適切な設置方法、維持管理方法の普及を図り、更なる防護体制作りを推進していくことに努める。

環境整備については、「野生鳥獣を寄せ付けない環境作り」を目標に、放任果樹の除去、農地周辺への残渣放置による野生鳥獣への影響を住民へ幅広く周知し、農地周辺の残渣撤去活動、防護施設周辺の藪の刈り払い等の必要性を普及浸透させて行くことに努める。

また、住民にとって最大の問題である生活環境圏への被害についても、町民への有害鳥獣の生態や特性、対処方法等に関する啓発活動を、広報紙等を活用し広く推進させて行くことに努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

関係機関等	役割
五島市猟友会	五島市猟友会の地区組織が組織化されており、本協議会との間で有害鳥獣捕獲に係る委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施している。
五島市鳥獣被害対策実施隊	平成23年度より、特措法に基づく五島市鳥獣被害対策実施隊を平成23年5月2日に設置。 実施隊は、市長が鳥獣対策に従事する者を本庁、支所職員から適宜指名、また、鳥獣被害対策実施隊員（会計年度任用職員）に本庁4名、玉之浦支所1名を配置し、箱わな、囲いわな等による有害鳥獣捕獲を通年において行い、狩猟者への助言指導等を実施し、監督指導も行う。 市民からの捕獲要望等に幅広く応えられる体制作りにも努める。
上五島猟友会	上五島猟友会の協力体制により、既存の体制を強化しつつ継続的な捕獲体制の確立に努める。
新上五島町鳥獣被害対策実施隊	平成23年4月1日、特措法による新上五島町鳥獣被害対策実施隊を設置。 実施隊は、上五島猟友会会長の推薦を受けた者から町長が2名任命し、有害鳥獣被害防止に関連する業務を行う。2名のうち1名は隊長、1名は副隊長として、箱わなによる有害鳥獣捕獲を通年において行い、狩猟者への助言指導等も行いつつ、防護柵に関する設置・管理指導等も行う。 町民からの捕獲要望等に幅広く応えられる体制作りにも努める。

(2) その他捕獲に関する取組

【共通】

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	イノシシ、シカ、カラス、カモ、キジ、ヒヨドリ、クリハラリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲用具（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入を進める。 ・ 狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・ 市町所有箱わなの狩猟免許取得者への貸出。 ・ 猟友会への捕獲依頼

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲者への捕獲報奨金の支給 ・ 国事業の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲者の捕獲経費を支援。 ・ 新規狩猟免許取得者への免許取得経費補助。 ・ 狩猟免許保持者が購入するわなへの補助。 ・ わな狩猟免許保持者へ対する捕獲講習会の実施。 ・ 大規模囲いわなの試験的設置。 ・ 大規模緩衝帯整備（藪等の刈払いによる整備）。 ・ 緩衝地帯整備（ウシ等による放牧効果の試験的实施）。 ・ 特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員による捕獲。 ・ 住民へ外来生物（アライグマ等）に関する情報の提供 ・ 専門業者へ外来生物（クリハラリス）の捕獲業務を委託し、市所有の箱わなにより捕獲を行う。 ・ 専門業者へカラスの捕獲業務を委託し、市所有の捕獲檻により捕獲を行う。 ・ 鳥類全般は、地元猟友会へ捕獲の依頼をして加害個体を中心とした捕獲を実施する。 ・ 漁網の無償配布
6年度	イノシシ、シカ、カラス、カモ、キジ、ヒヨドリ、クリハラリス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲用具（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入を進める。 ・ 狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・ 市町所有箱わなの狩猟免許取得者への貸出。 ・ 猟友会への捕獲依頼 ・ 捕獲者への捕獲報奨金の支給 ・ 国事業の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲者の捕獲経費を支援。 ・ 新規狩猟免許取得者への免許取得経費補助。 ・ 狩猟免許保持者が購入するわなへの補助。 ・ わな狩猟免許保持者へ対する捕獲講習会の実施。 ・ 大規模囲いわなの試験的設置。 ・ 大規模緩衝帯整備（藪等の刈払いによる整備）。 ・ 緩衝地帯整備（ウシ等による放牧効果の試験的实施）。 ・ 特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員による捕獲。 ・ 住民へ外来生物（アライグマ）に関する情報の提供 ・ 専門業者へ外来生物（クリハラリス）の捕獲業務を委託し、市所有の箱わなにより捕獲を行う。 ・ 専門業者へカラスの捕獲業務を委託し、市所有の捕獲檻により捕獲を行う。 ・ 鳥類全般は、地元猟友会へ捕獲の依頼をして加害個体を中心

		<p>とした捕獲を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁網の無償配布。
7年度	イノシシ、シカ、カラス、カモ、キジ、ヒヨドリ、クリハラリス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用具（箱わな、囲いわな、くくりわな）の導入を進める。 ・狩猟免許試験及びその事前講習会の開催について住民に広報等で周知し、捕獲従事者の確保・育成に努める。 ・市町所有箱わなの狩猟免許取得者への貸出。 ・猟友会への捕獲依頼 ・捕獲者への捕獲報奨金の支給 ・国事業の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し捕獲者の捕獲経費を支援。 ・新規狩猟免許取得者への免許取得経費補助。 ・狩猟免許保持者が購入するわなへの補助。 ・わな狩猟免許保持者へ対する捕獲講習会の実施。 ・大規模囲いわなの試験的設置。 ・大規模緩衝帯整備（藪等の刈払いによる整備）。 ・緩衝地帯整備（ウシ等による放牧効果の試験的实施）。 ・特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊員による捕獲。 ・住民へ外来生物（アライグマ）に関する情報の提供 ・専門業者へ外来生物（クリハラリス）の捕獲業務を委託し、市所有の箱わなにより捕獲を行う。 ・専門業者へカラスの捕獲業務を委託し、市所有の捕獲檻により捕獲を行う。 ・鳥類全般は、地元猟友会へ捕獲の依頼をして加害個体を中心とした捕獲を実施する。 ・漁網の無償配布。

（3）対象鳥獣の捕獲計画

【共通】

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ	第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画等を踏まえた捕獲を行う。
シカ	第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画等を踏まえた捕獲を行う。

【五島市】

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方						
イノシシ	<p>いずれの対象鳥獣も直近3カ年の捕獲実績を基に捕獲計画頭数を設定する。</p> <p>捕獲計画頭数：850頭</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和1年度</td> <td>580頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1,063頭</td> </tr> </tbody> </table>	年度	捕獲頭数	令和1年度	580頭	令和2年度	1,063頭
年度	捕獲頭数						
令和1年度	580頭						
令和2年度	1,063頭						

シカ	令和3年度	887頭
	捕獲計画頭数：1,500頭	
	年度	捕獲頭数
	令和1年度	1,310頭
	令和2年度	1,584頭
クリハラリス	令和3年度	1,618頭
	捕獲計画匹数：2,000匹	
	年度	捕獲頭数
	令和1年度	924匹
	令和2年度	2,705匹
カラス	令和3年度	2,655匹
	捕獲計画羽数：1,000羽	
	年度	捕獲羽数
	令和1年度	1,787羽
	令和2年度	1,363羽
ヒヨドリ	令和3年度	822羽
	捕獲計画羽数：160羽	
	年度	捕獲羽数
	令和1年度	185羽
	令和2年度	150羽
カモ	令和3年度	168羽
	捕獲計画羽数：30羽	
	年度	捕獲羽数
	令和1年度	0羽
	令和2年度	0羽
キジ	令和3年度	0羽
	捕獲計画羽数：30羽	
	年度	捕獲羽数
	令和1年度	0羽
	令和2年度	0羽

【新上五島町】

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方								
イノシシ	<p>本町のイノシシ捕獲頭数は、下表のとおり年により増減はあるものの、依然として個体数の増加が懸念されている。</p> <p>このことから、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲の実施に努めることを念頭に、令和5年度の予察捕獲を1,700頭としたことから、この捕獲数を目標に、3年間で着実な捕獲頭数の増加を目標に、個体数の減少に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和1年度</td> <td>1,380頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,111頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>1,597頭</td> </tr> </tbody> </table>	年度	捕獲頭数	令和1年度	1,380頭	令和2年度	2,111頭	令和3年度	1,597頭
年度	捕獲頭数								
令和1年度	1,380頭								
令和2年度	2,111頭								
令和3年度	1,597頭								
シカ	<p>平成23年度に行われた県の生息調査の結果、新上五島町では7,083頭生息しているとの結果が出ており、特定鳥獣保護管理計画では、年間捕獲目標個体数を1,820頭と定めている。</p> <p>しかし、現在の捕獲数は下表のとおり、平成29年度から令和3年度では、平均2,980頭に達し、依然として個体数の増加が懸念されている。</p> <p>このことから、令和5年度の予察捕獲を3,000頭とし、この捕獲頭数を目標に今後も、有害、狩猟による捕獲の捕獲を図るとともに、農林業被害防止の軽減を目的に継続的な捕獲を実施していく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>捕獲頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和1年度</td> <td>3,000頭</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2,656頭</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>3,022頭</td> </tr> </tbody> </table>	年度	捕獲頭数	令和1年度	3,000頭	令和2年度	2,656頭	令和3年度	3,022頭
年度	捕獲頭数								
令和1年度	3,000頭								
令和2年度	2,656頭								
令和3年度	3,022頭								
カラス	<p>新上五島町一円では、農作物や農作業施設等へ被害が発生しており、捕獲計画を、年間に1人が最大で捕獲できる頭数の300羽とする。</p>								

【全体】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	2,550頭	2,550頭	2,550頭
シカ	4,500頭	4,500頭	4,500頭
クリハラリス	2,000匹	2,000匹	2,000匹
カラス	1,300羽	1,300羽	1,300羽
ヒヨドリ	160羽	160羽	160羽
カモ	30羽	30羽	30羽
キジ	30羽	30羽	30羽

【五島市】

対象鳥獣	捕獲計画数等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	850頭	850頭	850頭
シカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
クリハラリス	2,000匹	2,000匹	2,000匹
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
ヒヨドリ	160羽	160羽	160羽
カモ	30羽	30羽	30羽
キジ	30羽	30羽	30羽

【新上五島町】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,700頭	1,700頭	1,700頭
シカ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
カラス	300羽	300羽	300羽

捕獲等の取組内容
<p>捕獲方法は、銃器及びわな（箱わな、囲いわな、くくりわな）を基本とする。 イノシシとシカを重点対象とし、年間を通し有害鳥獣捕獲による個体数減少に努める。 地域の実情に合わせて、捕獲率向上に向けた体制を整備する。また、ICT技術を活用し遠隔わな装置等により効率的で効果的な捕獲を進めていく。</p>

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
五島市、新上五島町	県からの許可権限委譲済

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

【五島市】

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 L=13,000m 電気柵 L=4,500m	ワイヤーメッシュ柵 L=13,000m 電気柵 L=4,500m	ワイヤーメッシュ柵 L=13,000m 電気柵 L=4,500m

【新上五島町】

対象鳥獣	整備内容

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m 電気柵 L=100m	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m 電気柵 L=100m	ワイヤーメッシュ柵 L=5,000m 電気柵 L=100m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

【五島市】

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導

【新上五島町】

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による防護柵の管理 ・ほ場周辺の草刈り ・防護柵周辺でのわなによる有害捕獲 ・防護柵の維持管理指導

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ シカ等	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の習性、被害防止対策等、住民向け説明会の開催 ・広報誌等の情報媒体を活用し、イノシシの生態や誘引しないための方策、遭遇した時の対処法等を周知

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

【五島市】

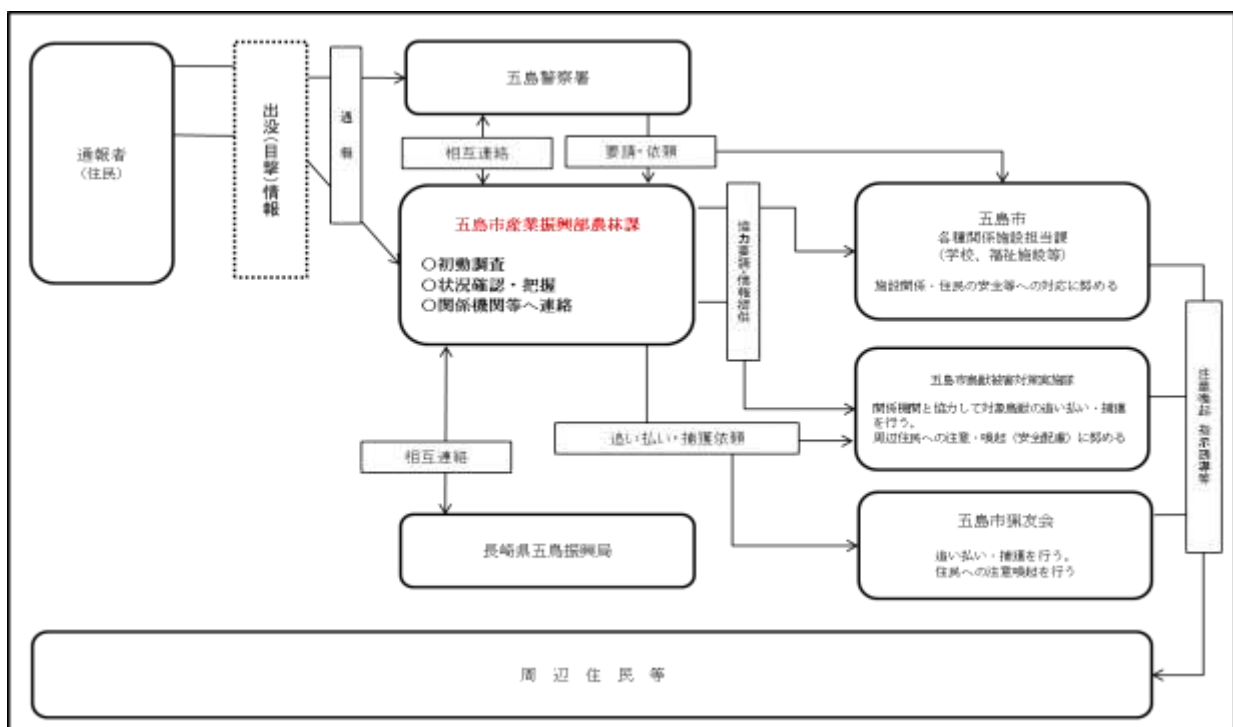
関係機関等の名称	役 割
五島市	農林課が初動調査を行い、被害の状況などを勘案し、各関係機関への協力を依頼。五島警察署及び長崎県五島振興局への情報提供（相互連絡）を行う。 また、周辺住民が不用意に威嚇・興奮させることがないように注意喚起を行う。
五島市鳥獣被害対策実施隊	関係機関と協力して対象鳥獣の捕獲を行う。 また、関係機関と共に周辺住民への注意喚起を行う。
長崎県五島振興局	必要に応じ、後方支援に努める。
五島市猟友会	関係機関より依頼があった場合、現地にて対象鳥獣の捕獲支援・協力をを行う。 また、周辺住民への注意喚起を行う。
五島警察署	通報があった場合、五島市と相互連絡して対処するとともに、独自に関係機関への情報提供・共有・危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命ずる。

【新上五島町】

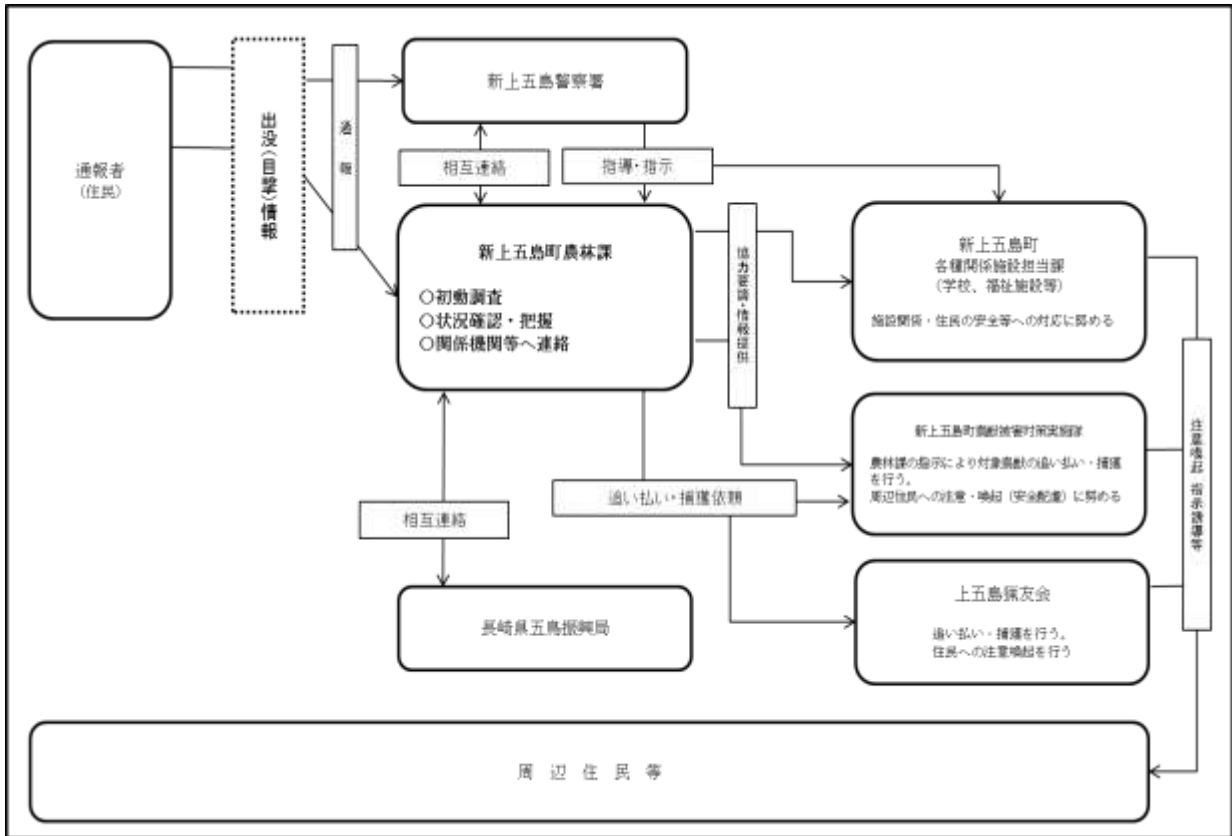
関係機関等の名称	役 割
新上五島町	農林課が初動調査を行い、被害の状況などを勘案し、各関係機関への協力を依頼。新上五島警察署及び長崎県五島振興局への情報提供（相互連絡）を行う。 また、周辺住民が不用意に威嚇・興奮させることがないように注意喚起を行う。
新上五島町鳥獣被害対策実施隊	農林課より依頼があった場合、対象鳥獣の捕獲を行う。 また、農林課と共に周辺住民への注意喚起を行う。
長崎県五島振興局	必要に応じ、後方支援に努める。
上五島猟友会	実施隊のみでの捕獲が困難な場合、現地にて対象鳥獣の捕獲支援・協力をを行う。 また、周辺住民への注意喚起を行う。
新上五島警察署	通報があった場合、新上五島町と相互連絡して対処するとともに、独自に関係機関への情報提供・共有・危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命ずる。

(2) 緊急時の連絡体制

【五島市】



【新上五島町】



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

五島市では市設の埋設場へ持込み埋設（無償）、野生鳥獣肉加工処理施設へ引渡しジビエ肉等の利活用を行い、残渣は市営の焼却施設にて無償で焼却及び捕獲者自身による自家消費を行っている。

〈五島市年間処理頭数増加目標〉

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	140頭	140頭	140頭
シカ	700頭	700頭	700頭

新上五島町では、埋設、有害鳥獣焼却炉（無償）への持込みを行い、自家消費及び地域資源として活用できる捕獲物は、食肉処理施設において処理を行い食肉として利用している。なお、埋設については、穴の大きさや深さ等の適切な処置をするように指導している。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	民間所有の食肉処理加工施設と連携し、ジビエの利用促進を図る。
----	--------------------------------

(2) 処理加工施設の取組

【五島市】

- ・有効活用、捕獲者の埋設等の処理に係る負担軽減のため、捕獲者、民間処理加工施設及び市の連携による捕獲個体の搬入
 - ・食肉、ペットフード及び皮革としての利用推進
- 【新上五島町】
- ・食肉としての利用推進

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

【五島市】

有効利用のための人材育成に向けて情報収集を行い、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成を行う。

【新上五島町】

有効利用のための人材育成に向けて情報収集を行い、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	五島広域鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
五島市産業振興部農林課	事務局を担当し協議会の運営を行う。 施策の立案、実施指導、実態調査、地域への情報提供を行う。
五島市猟友会	有害鳥獣捕獲体制について指導、助言を行う。 有害鳥獣関連情報の提供及び指導、助言を行う。 地元市民から寄せられた情報を収集し、事務局へ連絡する。
長崎県五島振興局農林水産部	有害鳥獣関連情報の提供及び指導・助言を行う。
五島市農業委員会	五島市の農業振興及び有害鳥獣に関する情報提供、指導を行う。
ごとう農業協同組合	農作物被害について、地域巡回及び指導・助言を行う。
新上五島町農林課	事務局を担当し協議会の運営を行う。 施策の立案、実施指導、実態調査、地域への情報提供を行う。
新上五島町農業委員会	農業振興（関係機関）。

		有害鳥獣に関する情報提供、指導を行う。
五島森林組合		林業被害について、地域巡回及び指導・助言を行う。
上五島猟友会		有害鳥獣捕獲体制について指導・助言を行う
五島市有害鳥獣被害防止対策協議会	五島市産業振興部農林課	施策の立案、実施指導、実態調査、地域への情報提供を行う。
	五島市各支所	各支所地区の情報を収集して、施策の立案、実施指導、地域への情報提供を行う。
	五島市猟友会	有害鳥獣捕獲体制について指導、助言を行う。 有害鳥獣関連情報の提供及び指導、助言を行う。 地元市民から寄せられた情報を収集し、事務局へ連絡する。
	長崎県五島振興局	有害鳥獣関連情報の提供及び指導・助言を行う。
	地元町内会	有害鳥獣に関する地域の情報提供を行う。
	ごとう農業協同組合	事務局を担当し協議会の運営を行う。 農作物被害について、地域巡回及び指導・助言を行う。
上五島地域有害鳥獣防除対策協議会	新上五島町農林課	事務局を担当し協議会の運営を行う。 施策の立案、実施指導、実態調査、地域への情報提供を行う。
	新上五島町農業委員会	農業振興（関係機関）。 有害鳥獣に関する情報提供、指導を行う。
	ごとう農業協同組合	農作物被害について、地域巡回及び指導・助言を行う。
	五島森林組合	林業被害について、地域巡回及び指導・助言を行う。
	長崎県五島振興局	有害鳥獣関連情報の提供及び指導・助言を行う。
	上五島猟友会	有害鳥獣捕獲体制について指導・助言を行う
	地域・農業者の代表	有害鳥獣に関する地域の情報提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長崎県農山村振興課	当該計画の目標達成のための支援、助言。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>【五島市】</p> <p>特措法に基づく五島市鳥獣被害対策実施隊を平成23年5月2日設置した。 実施隊員は、市長が鳥獣対策に従事する者を本庁、支所職員から適宜指名する。現在、鳥獣被害対策実施隊員（会計年度任用職員）に本庁4名、玉之浦支所1名を配置し、有害鳥獣防止に関連する業務を行い、通年において活動を行う。</p> <p>【新上五島町】</p>
--

特措法に基づく新上五島町鳥獣被害対策実施隊を平成23年4月1日設置した。

実施隊員は、上五島猟友会会長より推薦のあった者のうち、町長が2名任命する。任命された2名のうち1名を隊長、1名を副隊長として実施隊を編成し、新上五島町会計年度任用職員として有害鳥獣防止に関連する業務を行い、通年において活動を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

これまでイノシシ及びシカの生息が確認できなかった地域・集落については、住民に正確な情報を提供するとともに、広報紙、地元メディア等各種媒体を活用しながら普及啓発を行っていく。

【五島市】

五島市ではイノシシ、シカの個体数を調整するため、猟友会を中心に民間団体への業務委託や実施隊員により、銃及び箱わな、囲いわな、くくりわなを使用して捕獲業務を実施している。

【新上五島町】

新上五島町では、町単独事業として防護柵への助成を行っており、設置圃場では確かな被害軽減が実証されている。しかし、生産者単独での防護柵設置が主であることから、集落的に設置することが効果的かつ有効的・経済的対策として普及推進を行っていく必要がある。

また、捕獲従事者の担い手確保・育成を目的に経費助成などを行い、狩猟者への負担軽減を目的に効果的な取組みを行うこととする。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

○鳥獣被害防止対策協議会と関係機関が連携し情報を共有し、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。

○効果的な捕獲活動を行うための講習会等を行う。